

# 第 3 次鏡石町地球温暖化対策実行計画

(区域施策編・事務事業編)

令和 6 年 4 月

福島県鏡石町



# 目 次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の背景・意義 .....	1
1. 地球温暖化の現状と影響 .....	1
2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向 .....	2
3. 福島県の地球温暖化対策 .....	3
4. 鏡石町の地球温暖化対策 .....	3
第2節 計画の基本的事項 .....	3
1. 計画の定義と位置づけ .....	3
2. 計画の期間、基準年度と目標年度 .....	5
3. 計画の対象等 .....	5
4. SDGs（持続可能な開発目標）との関わり .....	6
<b>第2章 町の現状</b> .....	<b>7</b>
第1節 区域施策編の対象範囲 .....	7
1. 地勢 .....	7
2. 人口推移 .....	8
3. 産業構造 .....	8
4. ごみの排出量の現状 .....	9
第2節 鏡石町の温室効果ガス排出状況（区域施策編） .....	10
1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法 .....	10
2. 区域の温室効果ガス排出量の推移 .....	10
3. 部門別温室効果ガス排出量 .....	11
第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計（区域施策編） .....	13
1. 将来推計の考え方 .....	13
2. 温室効果ガス排出量の将来推計 .....	13
第4節 温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）の排出状況（事務事業編） .....	14
1. 事務事業編の対象範囲 .....	14
2. 事務事業における温室効果ガス排出状況 .....	14
第5節 区域の気候の変化と将来予想 .....	16
1. 町の気候現状 .....	16
2. 福島県の気候の将来予想 .....	18
3. 気候変動影響評価 .....	19
<b>第3章 計画の目標</b> .....	<b>20</b>
第1節 目指すべき将来像 .....	20
第2節 計画の基本目標と施策展開 .....	20
第3節 温室効果ガス総排出量削減目標 .....	21
1. 区域施策編における削減目標 .....	21

2. 事務事業編における削減目標 .....	22
<b>第4章 温室効果ガス削減のための取り組み【区域施策編・事務事業編】</b> .	<b>23</b>
第1節 鏡石町地球温暖化対策実行計画の取り組み内容について .....	23
1. 地球温暖化対策実行計画の基本目標 .....	23
第2節 具体的な施策 .....	25
1. 施策・事業 .....	25
2. 町民・事業者・町（行政）の行動指針 .....	27
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>29</b>
第1節 計画の推進体制 .....	29
第2節 計画の進捗管理 .....	30
<b>用語集</b> .....	<b>31</b>

# 第1章 計画の基本的な考え方

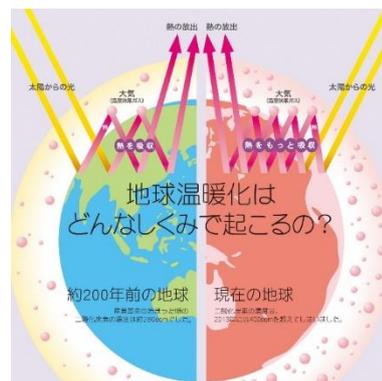
## 第1節 計画策定の背景・意義

### 1. 地球温暖化の現状と影響

#### (1) 地球温暖化と気温の上昇

地球は、太陽からのエネルギー（可視光など）によって温められています。地球の表面にある二酸化炭素や一酸化二窒素、メタンなどの「温室効果ガス」は、温められた地表から発生する熱（赤外線）と地表などで反射した太陽光を吸収反射して地表に戻し、地球から宇宙へ熱（赤外線）の放出を防いで、地球の平均気温を 14℃程度に保つ役割を持っています。この「温室効果ガス」が増えすぎますと、宇宙への熱の放出が妨げられ、地球の気温が上昇します。これが「地球温暖化」です。

産業革命以降、石炭や石油などをエネルギー源として大量に使用されるようになり、大気中の二酸化炭素の濃度が上昇しています。I P C C「気候変動に関する政府間パネル」の第6次評価報告書(2021年)によると、1850～2020年の間に、世界の平均気温は1.1℃上昇しています。過去50年の気温の上昇は、人類が引き起こしており、少なくとも過去2000年にわたって、経験したことはないものであると示されました。2100年末には、1850～1900年の平均と比べて、最小1.0、最大5.7℃上昇と予測されています。



【(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト  
(<http://www.jccca.org/>) より】

#### (2) 気候変動の影響

I P C C第6次評価報告書では、人為起源の気候変動により、自然の気候変動の範囲を超えて、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしていることが示されました。

また、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、気象庁共同により、「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート2018～日本の気候変動とその影響」が作成されており、地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されています。

## 2. 地球温暖化対策を巡る国際的な動向と国内動向

### (1) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる深刻な環境問題の一つであり、その原因とされる温室効果ガスの排出量を抑制することは、世界共通の課題となっています。

地球温暖化対策の国際的な動向として、平成 27 (2015) 年 12 月に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (C O P 21) において「パリ協定」が採択され、『世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より低く保ち、1.5℃以下に抑える努力を追求する目標』などを決定しました。この「パリ協定」により、全ての国々が長期的な温室効果ガス排出削減に乗り出すことになり、平成 9 (1997) 年の「京都議定書」以来の画期的な国際枠組みとなっています。

また、I P C C 「気候変動に関する政府間パネル」の 1.5℃特別報告書平成 30 (2018) 年において 1.5℃に抑えるためには、世界全体の人為起源二酸化炭素を 2050 年前後に正味ゼロに抑える必要があると公表されたことを契機に、2050 年までの排出実質ゼロに向けた国際的な動きが加速しています。

### (2) 地球温暖化対策を巡る国内動向

日本は、平成 27 (2015) 年 7 月に、日本の温室効果ガスの排出量を令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比 26%削減とする目標を示した約束草案を国連に提出しました。

また、「パリ協定」に基づき、平成 28 (2016) 年 5 月に、その達成に向けた具体的な取り組みを定めた、「地球温暖化対策計画」を策定し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)を改正しています。

その後、地球温暖化対策を取り巻く状況が大きく変化したことから、令和 2 (2020) 年 10 月には菅首相が、『2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す』ことを宣言しました。そして、令和 3 (2021) 年 4 月に、野心的な 2030 年度の目標として、『2013 年度比で 46%削減、更に 50%の高みに向けて挑戦する』ことを掲げました。

令和 3 (2021) 年 5 月には改正「地球温暖化対策推進法」が成立し、基本理念に『2050 年までの脱炭素社会の実現』が明記されました。そして、法第 21 条第 4 項に地方公共団体の事務事業に加え、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施

策に関する事項を定める計画「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定が、指定都市等を除く市町村でも努力義務として求められることとなりました。

このほか、平成 30（2018）年 6 月には、「気候変動適応法」が公布され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策（気候変動の影響による被害の回避・軽減対策）を推進するための法的仕組みが整備されました。

### 3. 福島県の地球温暖化対策

福島県では、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立するという困難な課題に取り組み、解決していくため、平成 25（2013）年 3 月に「地球温暖化対策推進計画」を改定し、「福島議定書事業」等の取り組みが進められてきました。更に平成 28（2016）年 3 月に「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」を改定し、福島イノベーション・コースト構想、福島新エネ社会構想の具体化など、地球温暖化対策に関連する新たな動きが出てきました。

そして、令和 3（2021）年 2 月に内堀知事が「福島県 2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、同年 12 月に「地球温暖化対策推進計画」を改定し「県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進による福島県 2050 年カーボンニュートラルの実現」を目標にしています。

### 4. 鏡石町の地球温暖化対策

町では、平成 19（2007）年に「鏡石町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、町自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを進めてきました。

しかし、温室効果ガスの排出は、町民・事業者・町（行政）、あらゆる人たちの生活や事業活動に関係しているものであり、温室効果ガスの排出抑制のためには、共に計画的に取り組んでいくことが必要不可欠です。

本町の自然的条件や社会的条件のもと、町民・事業者・町（行政）の全ての主体が、地球温暖化に対する危機意識を持ち、各主体の役割に応じて温室効果ガスの排出削減に向けた対策と気候変動への適応を総合的・計画的に推進することを目的に、「第 3 次鏡石町地球温暖化対策実行計画【区域施策編・事務事業編】」をこの度策定しました。

## 第 2 節 計画の基本的事項

### 1. 計画の定義と位置づけ

「第 3 次鏡石町地球温暖化対策実行計画【区域施策編・事務事業編】」

は、本町全体から排出される温室効果ガスの排出抑制（区域施策編）及び町の事務事業に起因する温室効果ガスの排出抑制（事務事業編）の実行のために、町民・事業者・町（行政）の各主体の役割を明確にし、地球温暖化対策に関する施策や取り組みを総合的かつ計画的に推進していくことを目的とします。そして、「地球温暖化対策推進法」第 21 条に基づく、「地方公共団体実行計画」と「気候変動適応法」第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」を兼ねるものとします。

また、本計画は、国の「地球温暖化対策計画」、県の「福島県地球温暖化対策推進計画」等の地球温暖化関連計画との整合を図り、町の最上位計画である「鏡石町第 6 次総合計画」に則して策定されるもので、第 2 期鏡石町まち・ひと・しごと創生総合戦略や町の各種計画・事業等との調和を図りつつ、本町における地球温暖化対策を推進するための計画となります。

## 2. 計画の期間、基準年度と目標年度

本計画の期間、基準年度、目標年度は、以下の年次とします。

計画期間	令和 6（2024）年度～令和 12（2030）年度
基準年度	平成 25（2013）年度
目標年度 （中期目標）	令和 12（2030）年度
目標年度 （長期目標）	令和 32（2050）年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内でも、法や条例の制定・改廃、国や県の計画などの改定、本町の上位計画の改定などの際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 3. 計画の対象等

本計画の対象となる地域は、町全域とします。

また、対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源CO<sub>2</sub>、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

なお、その他の温室効果ガスについては、次期計画策定時に対象とする旨検討します。

図 1 対象温室効果ガスと部門

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	廃棄物分野 （一般廃棄物）	一般廃棄物の焼却処理による発生

※エネルギー起源 CO<sub>2</sub>：燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素

※非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>：工業プロセス（製造工程）の化学反応で発生・排出されるものや廃棄物の焼却で発生・排出されるもの

#### 4. SDGs（持続可能な開発目標）との関わり

SDGsは、気候変動や経済、貧困、教育など社会が抱える問題を解決し、2030年までに実現を目指して、世界全体で明るい未来を作るための17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）で構成された国際社会共通の目標です。



本計画と特に関わりの深いSDGsのゴールを以下に示します。以下に示したゴールは、本計画の推進によって達成に資するゴールであるとともに、本町の各種計画の推進によって達成されるゴールであることを認識しながら、取り組みを進めていきます。

<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p><b>【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】</b>                  すべての人が利用可能な、信頼性が高く持続可能な現代的エネルギーの確保。</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p><b>【産業と技術革新の基盤をつくろう】</b>                  災害に強く回復力のある強靱（レジリエント）なインフラの整備、すべての人のための持続可能な産業化の促進、技術革新の推進。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p><b>【住み続けられるまちづくりを】</b>                  すべての人が受け入れられる、安全かつレジリエントで持続可能な都市と住居への転換。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>【つくる責任つかう責任】</b>                  持続可能な消費と生産パターンの確保。</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p><b>【気候変動に具体的な対策を】</b>                  気候変動とその影響への緊急対策の実施。</p>
<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p><b>【海の豊かさも守ろう】</b>                  持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p><b>【陸の豊かさも守ろう】</b>                  陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用促進、持続可能な森林管理、砂漠対策、土地劣化の阻止と回復、生物多様性の損失阻止。</p>

## 第2章 町の現状

### 第1節 区域施策編の対象範囲

区域施策編における対象範囲は本町全域とし、本町の町民生活や事業活動に起因して町内で排出されるすべての温室効果ガスの排出を対象とします。

#### 1. 地勢

本町は、福島県の中央南部に位置し、北側、北東側及び北西側は須賀川市、南側は西白河郡矢吹町、西側の一部は岩瀬郡天栄村、南東側は阿武隈川を隔てて石川郡玉川村に接しています。

東京都心から200 km程に位置し、東北縦貫自動車道（鏡石スマートインターチェンジ）や国道4号をはじめとする幹線道路とともに、JR東北本線が南北に通過し、福島空港も隣接しており、交通の利便性が非常に高く、交通条件にも恵まれています。

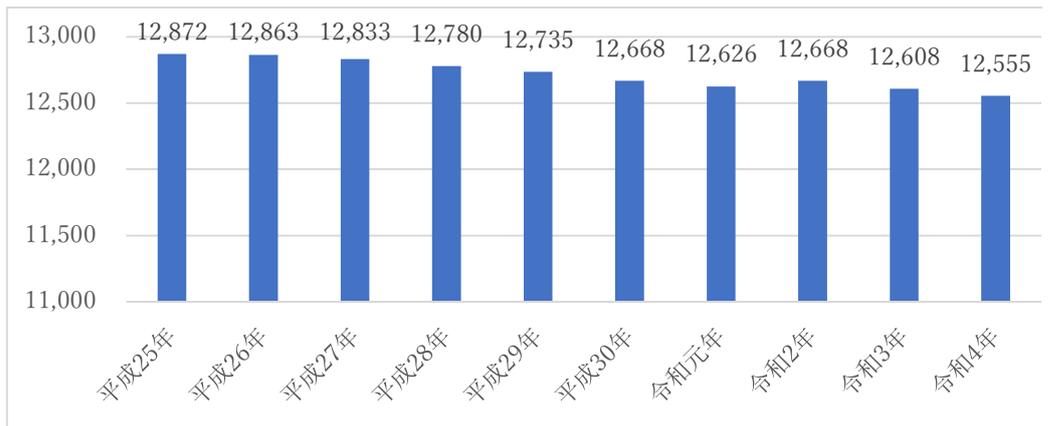
気候は比較的温暖であり、東境を阿武隈川、西境を釈迦堂川に挟まれた、面積は、31.30 km<sup>2</sup>で、東西7.7 km、南北7.5 kmの「コンパクトなまち」となっています。

唱歌である「牧場の朝（まきばのあさ）」のモデルとなった日本初の西欧式牧場「岩瀬牧場」があり、比較的起伏も少ない緑豊かな自然資源に恵まれています。

## 2. 人口推移

本町の総人口は、令和5年現在12,092人となっており、近年の推移は減少傾向にあります。第6次総合計画における令和12(2030)年の人口目標値は11,495人となっており、本計画はこの人口ビジョンを基に将来推計を行います。

図2 鏡石町の人口の推移 (人)

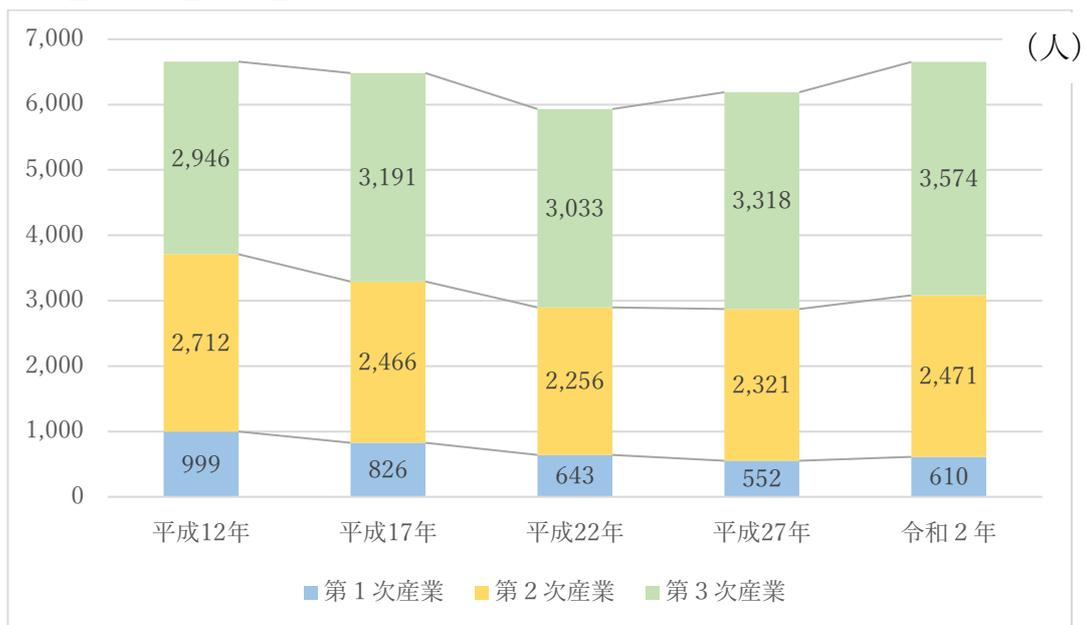


【(出典) 住民基本台帳(各年10月1日現在)より】

## 3. 産業構造

本町の産業は、第1次産業は減少傾向にありましたが、令和2年においては増加となっており、第2次産業及び第3次産業は、平成22年以降増加傾向が続いております。

図3 鏡石町の産業別就業人口の推移 (人)



【(出典) 国勢調査より】

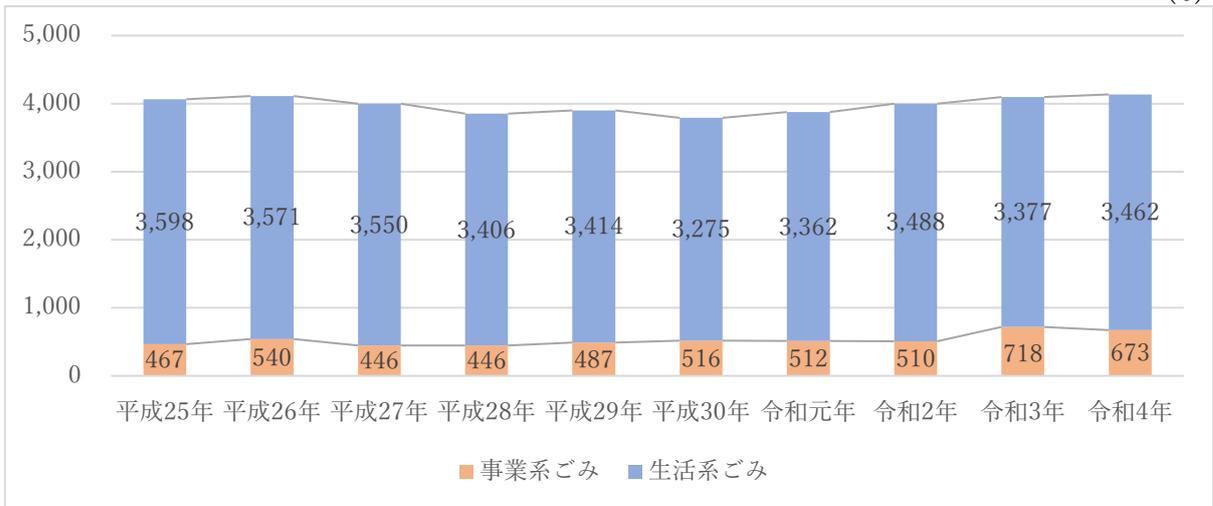
#### 4. ごみの排出量の現状

本町のごみの排出量は、家庭ごみは減少傾向、事業系ごみがやや増加傾向となっており、総量は横ばい状態となっております。一人1日当たりのごみ排出量は平成30年以降増加傾向にあります。

増加原因は、令和元年度以降相次いだ自然災害のほか、令和2年以降の新型コロナウイルスの流行による生活スタイルの変化が考えられます。

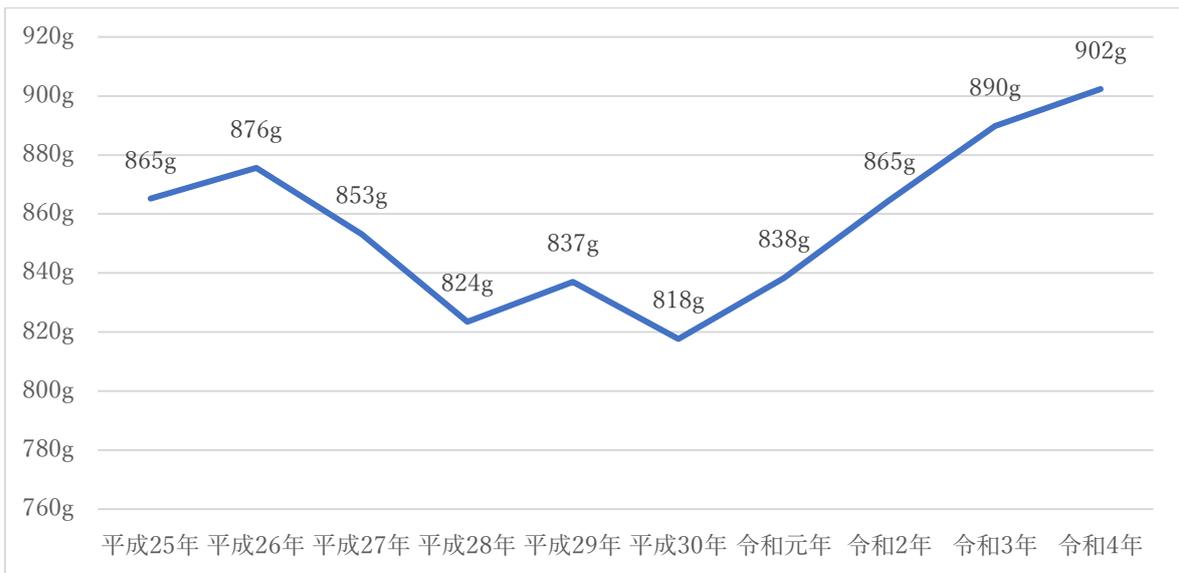
図4 鏡石町のごみの排出量の推移

(t)



【(出典) 一般廃棄物処理事業実態調査より】

図5 鏡石町の一人1日当たりのごみ排出量



【(出典) 一般廃棄物処理事業実態調査より】

## 第2節 鏡石町の温室効果ガス排出状況（区域施策編）

### 1. 温室効果ガス排出量の現況推計と推計方法

温室効果ガス排出の要因分析、計画目標の設定、部門・分野別排出量の規模や増減傾向に応じた対策・施策の立案を行うために、温室効果ガス排出量の現況推計を行います。

本計画の温室効果ガス排出量の推計対象は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門のエネルギー消費に伴うエネルギー起源CO<sub>2</sub>と一般廃棄物の焼却処分に伴う非エネルギー起源CO<sub>2</sub>です。しかし、地理的な行政区域内に限定して各部門のエネルギー消費量を把握することは非常に困難であるため、区域の温室効果ガスの排出量は推計によって算出します。

本町の温室効果ガス排出量については、環境省の按分法による「全市区町村の部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計値」を参照しています。

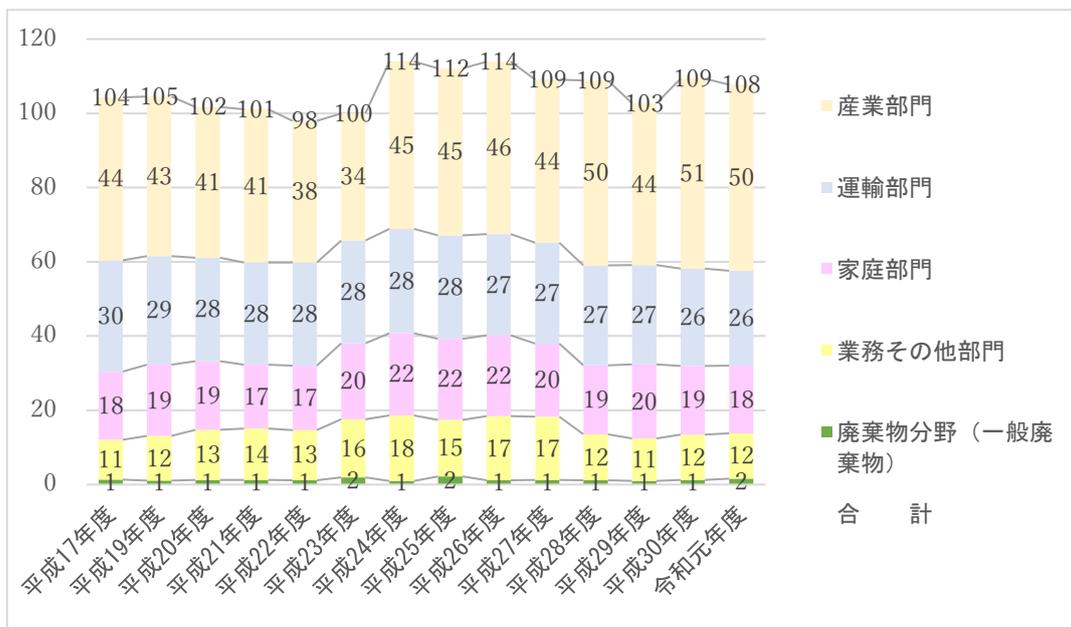
### 2. 区域の温室効果ガス排出量の推移

本町からの温室効果ガス排出量は、平成23（2011）年度以降産業分野の出荷増によりやや増加傾向となりながら、微増減を繰り返しています。

直近の令和元（2019）年度の排出量は、108千t-CO<sub>2</sub>です。

図6 部門・分野別の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の移行

(千t-CO<sub>2</sub>)



【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別CO<sub>2</sub>排出量の現況推計値」】

### 3. 部門別温室効果ガス排出量

基準年度である平成 25（2013）年度の部門別温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門から約 40%、次いで、運輸部門から約 25%、家庭部門から約 19%、業務その他部門から約 14%、一般廃棄物からの排出量が約 2%となっています。

直近の令和元（2019）年度部門別温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門から約 47%、次いで、運輸部門から約 24%、家庭部門から約 17%、業務その他部門から約 11%、一般廃棄物からの排出量が約 2%となっています。産業以外の部門の排出量は概ね減少しておりますが、産業部門については出荷増などの影響により、排出量が増となっております、全体の排出量は平成 25（2013）年度比で-4%減となっております。

図 7 排出量の部門・分野別構成比平成 25（2013）年度

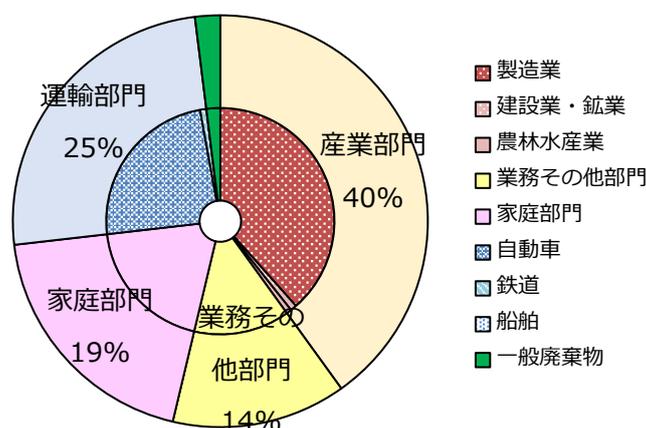


図 8 排出量の部門・分野別構成比 令和元（2019）年度

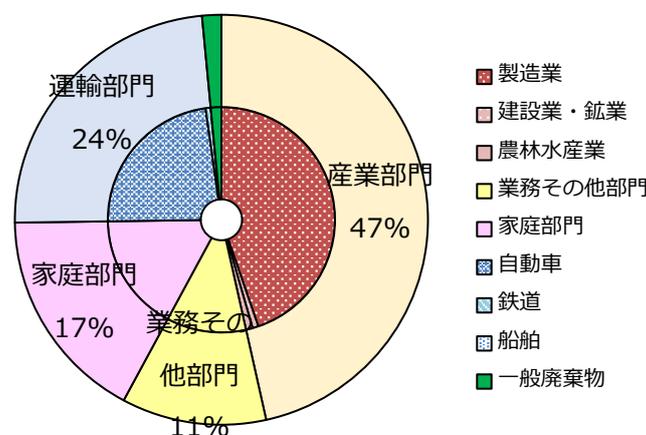


図 9 排出量の部門・分野別構成比の増減

(千 t-CO<sub>2</sub>)

部門・分野	平成25年度 排出量 (千t-CO2)	構成比	令和元年度 排出量 (千t-CO2)	構成比	増減	
					増減量 (千t-CO2)	増減率
合 計	112	100%	108	100%	-4	-4%
産業部門	45	40%	50	47%	5	12%
製造業	43	38%	48	45%	5	12%
建設業・鉱業	1	1%	1	1%	0	-9%
農林水産業	1	1%	1	1%	0	24%
業務その他部門	15	14%	12	11%	-3	-20%
家庭部門	22	19%	18	17%	-4	-16%
運輸部門	28	25%	26	24%	-2	-8%
自動車	27	24%	25	23%	-2	-8%
旅客	15	13%	14	13%	-1	-9%
貨物	12	11%	11	10%	-1	-7%
鉄道	1	1%	1	1%	0	-21%
船舶	0	0%	0	0%	0	-
廃棄物分野（一般廃棄物）	2	2%	2	2%	-1	-26%

【(出典) 環境省の按分法による「全市区町村の部門別 CO<sub>2</sub> 排出量の現況推計値」】

### 第3節 区域の温室効果ガス排出量の将来推計（区域施策編）

#### 1. 将来推計の考え方

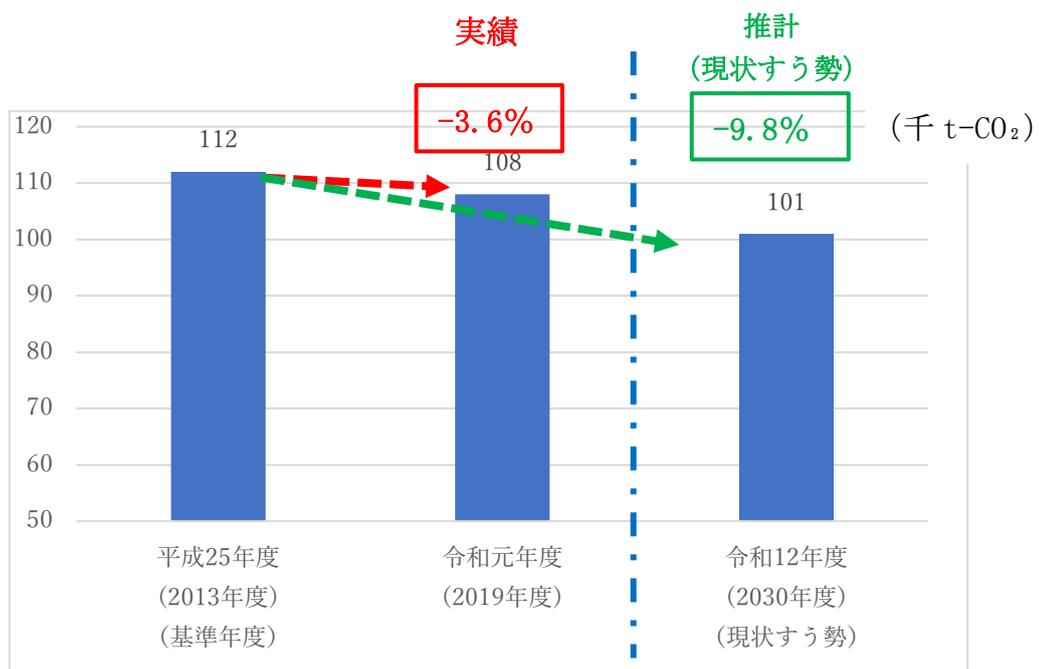
将来推計とは、削減対策を実施しなかった場合（現状すう勢ケース）の温室効果ガス排出量を推計するもので、本計画の削減目標設定のための基礎情報とします。

本町の温室効果ガス排出量の将来推計は、前述の本町の温室効果ガス排出量に、「鏡石町人口ビジョン」に示された将来人口推計に基づく人口増加率を乗じて算出しました。

#### 2. 温室効果ガス排出量の将来推計

本町の温室効果ガス排出量は、令和12（2030）年度は101千t-CO<sub>2</sub>、平成25（2013）年度比-9.8%と推計されました。今後、本町では人口減少が予測されており、それに伴い温室効果ガス排出量も減少すると考えられます。

図10 温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）



## 第4節 温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）の排出状況（事務事業編）

### 1. 事務事業編の対象範囲

事務事業編では、本町が行う全ての事務事業（主に公共施設におけるエネルギーの利用や公用車の使用など）を起因して排出される全ての温室効果ガスの排出を対象とします。

### 2. 事務事業における温室効果ガス排出状況

本町が実施している事務事業から排出されている温室効果ガスは、令和4（2022）年度現在、2,098t-CO<sub>2</sub>となっており、「第2次鏡石町地球温暖化対策実行計画」では、基準年度となる平成25（2013）年度3,039t-CO<sub>2</sub>に対し、令和3（2021）年度までに5%削減を目標としているところですが、約31%の削減を達成しています。

達成の主な要因は、日ごろの節電の取り組みや公共施設の更新等による重油や電気使用量等の削減のほか、新型コロナウイルスの流行による、リモート会議の普及により、公用車の走行距離が減少したことなどによるものです。

図 11 事務事業における温室効果ガスの排出量の推移

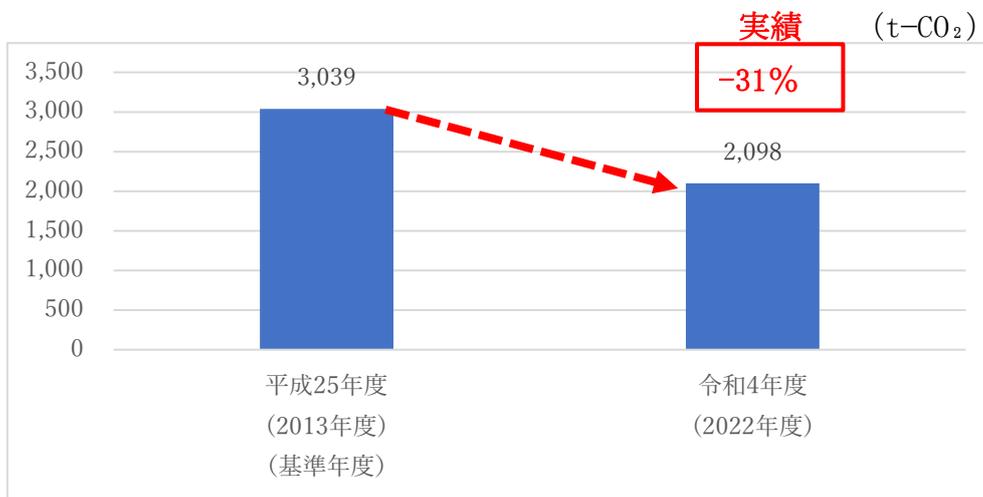


図 12 事務事業における温室効果ガスの排出量の削減状況

(t-CO<sub>2</sub>)

種類	平成25年度 (2013年度) (基準年)		令和4年度 (2022年度)		削減実績	
	CO2排出量	割合	CO2排出量	割合	削減量	削減率
ガソリン	49	1.60%	40	1.91%	-8	-17%
灯油	638	20.99%	455	21.71%	-183	-29%
軽油	8	0.25%	6	0.29%	-2	-21%
A重油	77	2.54%	27	1.27%	-51	-65%
LPG	43	1.41%	42	2.00%	-1	-2%
電気	2,222	73.11%	1,527	72.77%	-695	-31%
公用車	3	0.10%	1	0.05%	-2	-68%
合計	3,039		2,098		-941	-31%

## 第5節 区域の気候の変化と将来予想

### 1. 町の気候現状

最も近い観測地点「白河特別地域気象観測所」の気象観測情報から、気候の現状を以下のようにまとめました。

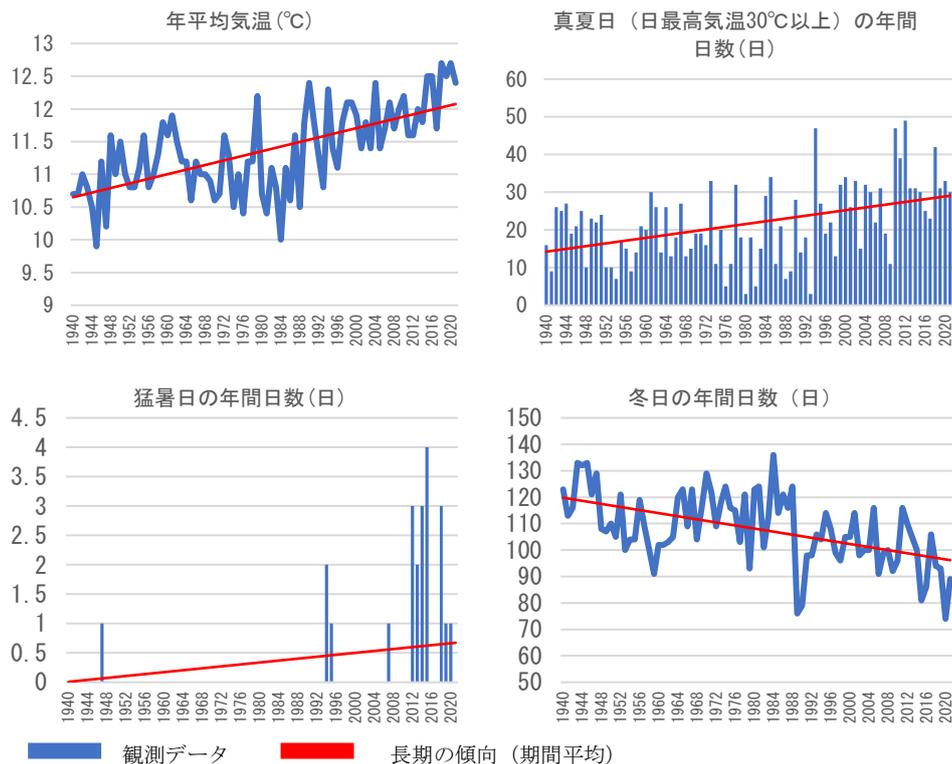
年平均気温は、1940年から2020年まで、50年あたり0.8℃上昇しています。真夏日（日最高気温30℃以上）は、10年あたり1.8日、猛暑日（日最高気温35℃以上）は10年あたり0.1日の割合で増加しています。

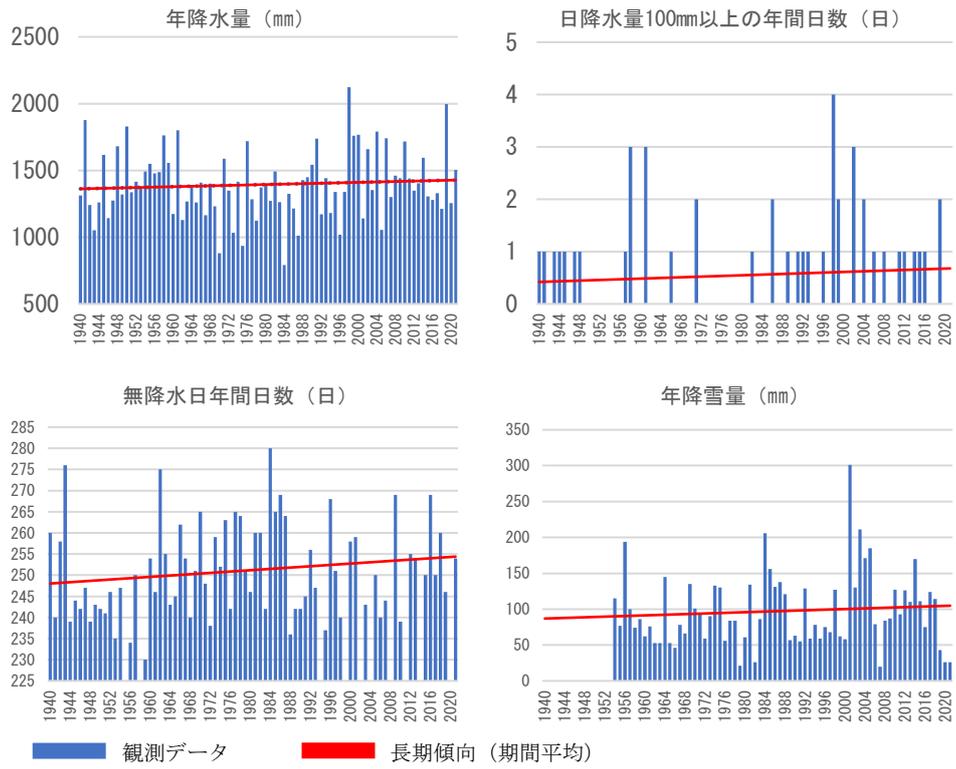
冬日（日最低気温0℃未満）は、10年あたり2.6日、真冬日（日最高気温0℃未満）は、10年あたり0.7日の割合で減少しています。

年降水量は、長期的には大きな変化がみられませんが、100mmを超える大雨日数は増加傾向がみられ、無降水日は50年あたり4.7日の割合で増加しています。

降雪については、気温上昇によって減少が見込まれますが、現在のところ増加傾向となっています。降雪の長期傾向は、単独の観測地点で変化率が大きく不確実性が高いものとなっています。

図 13 気候の変化（「白河特別地域気象観測所」の気象観測情報）





【(出典) 気象庁提供、国立環境研究所解析データにより作成】

## 2. 福島県の気候の将来予想

IPCCの第5次評価報告書に基づき、現在気候（1980～1999年）と将来気候（2076～2095年）を比較して、RCP8.5（現時点を超える政策的な緩和策を行わないことを想定した最悪のシナリオ）に基づいた将来予測のシミュレーションが行われています。

その結果、21世紀末（2076～2095年）には、福島県の年平均気温は100年で約4.5℃上昇し、現在の宮崎県と同程度となり、年間で猛暑日は約14日、真夏日は約44日増加すると予測されています。一方、冬日は約63日減少する予測です。

年間降水量は減少しますが、激しい雨が100年で約2倍の頻度となり、ほぼ毎年発生することが予想されます。現在の気候では10年に一回程度の非常に激しい雨が数年おきに発生し、現在気候においてほとんど発生しないような大雨が、10年に1～2回発生することが予想されていますし、無降水日も増加することが予測されており、大雨による災害発生や水不足などのリスクが懸念されています。

図 14 及び附表 21 世紀末における福島県平均の気温に関する変化量

	年	誤差	春	誤差	夏	誤差	秋	誤差	冬	誤差
平均気温	+4.5℃	±0.6	+4.1℃	±1.0	+4.2℃	±0.7	+4.7℃	±0.8	+5.0℃	±1.0
日最高気温	+4.4℃	±0.6	+4.0℃	±1.0	+4.2℃	±0.7	+4.5℃	±0.8	+4.9℃	±1.1
日最低気温	+4.6℃	±0.6	+4.2℃	±1.0	+4.3℃	±0.6	+4.9℃	±0.8	+5.2℃	±1.0

夏日	誤差	真夏日	誤差	猛暑日	誤差	熱帯夜	誤差	冬日	誤差	真冬日	誤差
+58.7日	±8.1	+43.6日	±8.1	+13.8日	±5.3	+26.3日	±8.1	-63.1日	±10.8	-12.7日	±1.6

【(出典) 仙台管区气象台「東北地方の地球温暖化予測情報」】

図 15 21 世紀末における福島県平均の降水量に関する変化

	年	誤差	春	誤差	夏	誤差	秋	誤差	冬	誤差
降水量	-130.2mm	±233.5								
日降水量 1mm未満回数	9.9回	±7.1	2.3回	±3.8	4.5回	±4.6	2.4回	±3.7		
1時間降水量 30mm以上回数	0.6回	±0.9			0.1回	±0.5	0.4回	±0.7		
1時間降水量 50mm以上回数 (激しい雨)	0.2回	±0.3			0.1回	±0.1	0.1回	±0.2		
日降水量 100mm以上回数 (非常に激しい雨)	0.4回	±0.7								
日降水量 200mm以上回数 (現在はほとんど無い大雨)	0.1回	±0.2								

【(出典) 仙台管区气象台「東北地方の地球温暖化予測情報」】

### 3. 気候変動影響評価

これまでの気候の変化や将来の気候予測に加え、国の「気候変動適応計画」及び県の気候変動影響評価を踏まえて、町における気候変動の影響評価を整理しました。

影響評価凡例				
【重大性】	●：特に大きい	◆：特に大きいとは言えない	－：現状では評価できない	
【緊急性】	●：高い	▲：中程度	■：低い	－：現状では評価できない
【確信度】	●：高い	▲：中程度	■：低い	－：現状では評価できない

大項目	小項目	既往の気候変動影響	将来予測される影響	影響評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業・林業・漁業	水稻生産基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一等米比率低下</li> <li>・収量の減少</li> <li>・病虫害分布域拡大</li> <li>・水資源の利用方法の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整粒率や一等米比率低下、水稻の発病増加</li> <li>・融雪の早期化等による用水の取水時期への影響</li> </ul>	●	●	●
	野菜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫期の早まり</li> <li>・生育障害の発生頻度増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫量の低下</li> </ul>	●	●	▲
	果樹	<ul style="list-style-type: none"> <li>・凍霜害</li> <li>・果実の着色不良、日焼け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栽培適地の北上</li> <li>・高温による生育障害</li> </ul>	●	●	●
	林業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹種分布の変動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来影響は不確定</li> </ul>	●	●	▲
生態・自然	水資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間降水日数の減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融雪の河川流況の変化</li> </ul>	●	●	●
	自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植生の衰退や分布の変化</li> <li>・野生鳥獣の分布拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡り鳥等野鳥の経路や時期の変化</li> <li>・生物多様性等へのリスク</li> </ul>	●	●	●
災害	水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間強雨や大雨の発生により甚大な水害が発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水想定エリアの増加</li> <li>・水氾濫の頻度の増加</li> </ul>	●	●	●
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間強雨の増加に伴う土砂災害発生件数の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハード対策やソフト対策の効果の相対的な低下、被害拡大</li> </ul>	●	●	●
	地域基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録的豪雨等による停電や水道等への影響</li> <li>・豪雨や台風による道路交通路の遮断等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間強雨や濁水の増加、強い台風の増加等に伴うインフラ・ライフラインへの影響リスク</li> </ul>	●	●	▲
健康・生活	暑熱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温の上昇による超過死亡の増加</li> <li>・熱中症搬送者数の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱波の頻度増加で熱ストレスによる死亡リスクの増加</li> <li>・熱中症搬送者数の倍増</li> </ul>	●	●	●
	節足動物媒介感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デング熱等の感染症を媒介する蚊やダニの増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症を媒介する節足動物の分布域の拡大</li> </ul>	●	●	▲
	その他感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザ等の感染症の発症頻度の変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な感染症類の季節性や発生リスクの変化</li> </ul>	●	■	■
産業	金融・保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険損害の著しい増加と恒常的に被害が出る確率上昇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害とそれに伴う保険損害の増加</li> </ul>	●	▲	▲
	観光業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特にみられず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然資源を活用したレジャーへの影響</li> </ul>	●	▲	●

【(出典) 環境省「気候変動影響評価報告書」】

## 第3章 計画の目標

### 第1節 目指すべき将来像

鏡石町第6次総合計画では、将来像として、「いつでも・いつまでも安心して暮らすことができ、次世代につながるまちづくりの実現」を描いており、以下の方針に配慮した、地球温暖化対策に取り組むものとします。

**「未来へつなぐ ずっと安心 みんな元気に“<sup>ススム</sup>進”かがみいし」**

#### ■将来像実現のための基本目標

「安心」＝やすらぎ、住みよい、えがおあふれる 牧場の朝のまち

「健康」＝健やかに、元気あふれ、みんなでささえあう 牧場の朝のまち

「進化」＝未来へと、ともに創る“しんか（進化／深化）”しつづける牧場の朝のまち

### 第2節 計画の基本目標と施策展開

地域資源（自然資本、人口資本、社会資本）の活用を通じた環境保全の取り組みにより、地域経済・社会活動の向上を目指します。

【基本目標1】 再生可能エネルギーの導入・利用促進

【基本目標2】 省エネルギーの推進

【基本目標3】 脱炭素型まちづくりの推進

【基本目標4】 循環型社会の推進

【基本目標5】 多様な人々が取り組む環境づくり

【基本目標6】 気候変動適応策の推進

### 第3節 温室効果ガス総排出量削減目標

中間目標	<b>【区域施策編】</b> 令和 12 (2030) 年度までに、平成 25 (2013) 年度比 46%削減 <b>【事務事業編】</b> 令和 12 (2030) 年度までに、平成 25 (2013) 年度比 51%削減
長期的視点	令和 32 (2050) 年脱炭素社会の実現

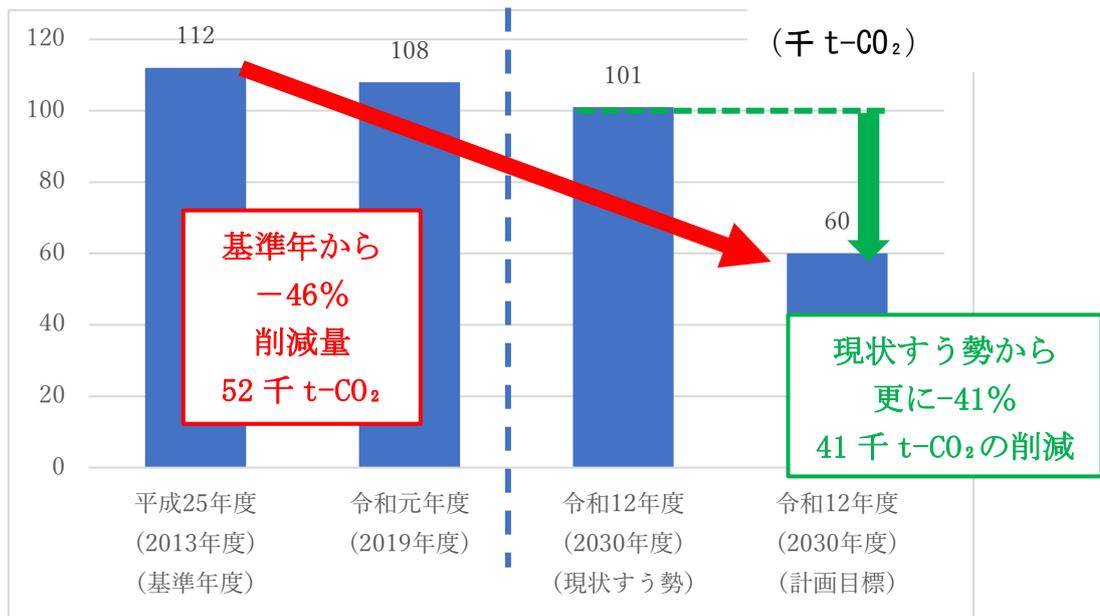
国では、令和 32 (2050) 年度までの脱炭素社会の実現に向け、令和 3 (2021) 年 4 月に、「令和 12 (2030) 年度に、温室効果ガスを平成 25 (2013) 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける」とする目標を示されています。本町の温室効果ガス排出量の削減目標については、国の目標を踏まえて、中間目標は「区域施策編」と「事務事業編」として設定します。

また、長期的視点として「地球温暖化対策推進法」の基本理念に準じ、令和 32 (2050) 年度までの脱炭素社会の実現を目指します。

#### 1. 区域施策編における削減目標

本町全体における温室効果ガス排出量は、基準年である平成 25 (2013) 年度では、112 千 t-CO<sub>2</sub>でしたが、令和元 (2019) 年度現在では、108 千 t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年より 3.6% (4 千 t-CO<sub>2</sub>) の温室効果ガスの削減を達成しております。目標年の削減目標 60 千 t-CO<sub>2</sub>達成のためには、現状すう勢の令和 12 (2030) 年度の見込み 101 千 t-CO<sub>2</sub>からさらに 41% (41 千 t-CO<sub>2</sub>) 減らすことが必要となります。削減目標達成のためにも、町民・事業者に対する省エネルギー行動や省エネルギー機器への更新、再生可能エネルギーの活用などを推進していきます。

図 16 温室効果ガス排出量削減の目標（区域施策編）

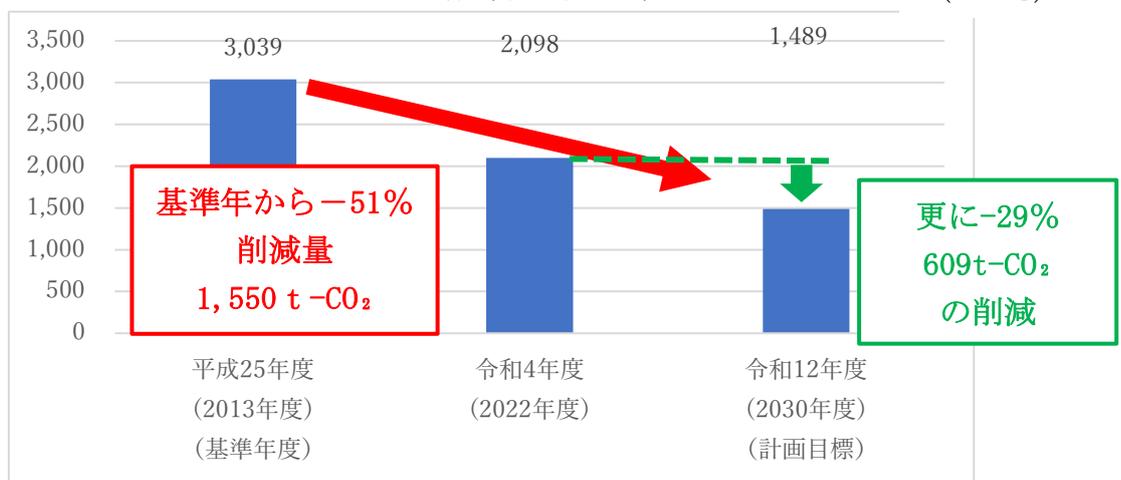


## 2. 事務事業編における削減目標

本町の事務事業に起因する温室効果ガス排出量は、基準年である平成25（2013）年度では、3,039t-CO<sub>2</sub>でしたが、令和4（2022）年度現在では、2,098t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年より941t-CO<sub>2</sub>（約31%）減少しています。

目標年である令和12（2030）年度には、基準年である平成25（2013）年度から51%削減するため、現在の温室効果ガス排出量2,098t-CO<sub>2</sub>から29%（609t-CO<sub>2</sub>）を削減する必要があります。削減目標達成のためにも、町の公共施設における省エネルギー機器の更新、再生可能エネルギーの導入、公共施設の運用改善の推進をしていきます。

図 17 温室効果ガス排出量削減の目標（事務事業編）



## 第4章 温室効果ガス削減のための取り組み【区域施策編・事務事業編】

### 第1節 鏡石町地球温暖化対策実行計画の取り組み内容について

#### 1. 地球温暖化対策実行計画の基本目標

##### 【基本目標1】 再生可能エネルギーの導入・利用促進

太陽光や風力等の再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大は地球温暖化対策に必要不可欠です。また、太陽熱やバイオマス熱、廃棄物処理に伴う廃熱、温泉熱、地中熱等の再生可能エネルギー熱の活用推進も効果的です。

本町では自然的社会的条件に応じて、庁舎や公共施設等での再生可能エネルギー等の率先導入・活用を行うと共に、区域内において、再生可能エネルギーの利用促進やエネルギーの地域内での利用に積極的に取り組みます。

##### 【基本目標2】 省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量の削減には、エネルギー消費量の削減が欠かせません。町民・事業者・町（行政）が、自発的に省エネルギーに取り組むための施策・事業を積極的に推進していきます。

省エネルギーの取り組み推進に当たっては、省エネ型設備機器の導入等ハード面での取り組みと日常生活・事業活動の中での省エネルギー行動の推進等ソフト面での取り組み、双方を推進していきます。

##### 【基本目標3】 脱炭素型まちづくりの推進

都市・地域構造やシステムは、交通量や業務規模などにより、中長期的に温室効果ガス排出量に影響を与え続けるものであり、都市構造の集約型への転換や公共交通網の再構築、都市のエネルギーシステムの効率化等将来的に目指した脱炭素型のまちづくりが必要とされます。

また、吸収源となる森林の保全に配慮することも重要です。

なお、再生可能エネルギー等の地域資源を活用しつつ、地域活性化や防災、生物多様性保全等の多様な地域課題を同時に解決していくことにも繋がることから、町の長期計画、公共施設等個別施設計画等との整合も図りつつ、脱炭素型まちづくりを推進していきます。

#### 【基本目標 4】 循環型社会の推進

廃棄物等の発生抑制に関する3R（リデュース：廃棄物等の発生抑制、リユース：循環資源の再使用、リサイクル：再生利用）の取り組みによるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出抑制のほか、廃棄物発電等による熱回収や廃棄物焼却施設からの余熱の利活用等により、廃棄物部門由来の温室効果ガスの一層の削減が求められています。

本町では、須賀川市、天栄村と広域行政組合を組織して、生活ごみを広域的に処理しています。今後も連携して廃棄物等を利用したエネルギー等の利活用を推進すると共に、町全体で3Rの取り組みを推進していきます。

#### 【基本目標 5】 多様な人々が取り組む環境づくり

再生可能エネルギーの導入・利用促進には、事業所や住宅での設備導入促進や投資が必要とされます。

また、省エネルギーの推進や循環型社会の推進では、個人や事業者の理解を深め、自発的に取り組めるようなしくみが必要です。

このように、取り組み全体を進めるために必要となる環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援等を推進し、多様な人々が地球温暖化対策に取り組めるような環境づくりに努めます。

#### 【基本目標 6】 気候変動適応策の推進

地球温暖化対策には、温室効果ガスの排出削減等による「緩和策」と気候変動に伴う影響を防止・軽減する「適応策」の2つがあり、共に取り組むべき課題です。

近年、局所的な豪雨等による自然災害や農林業・生態系への影響、熱中症対策など多様な取り組みが必要とされており、その影響について適切に把握していくことが重要となります。

このような状況を踏まえ、気候の変動に伴う影響に対し、影響への備えと新しい気象条件を利用した適応策に取り組んでいきます。

## 第2節 具体的な施策

本町の地球温暖化対策は以下の体系で実施していきます。

また、本計画に記載された施策・取り組みのみならず、本町で実施する全ての事業において、地球温暖化問題に配慮して推進していきます。

### 1. 施策・事業

#### 【基本目標1】再生可能エネルギーの導入・利用促進

##### 施策① 太陽光発電等の普及促進

施策	指標	
	現状（2022年）	目標（2030年）
太陽光発電設置容量（住宅用）	1,790kW	3,000kW
太陽光発電設置容量（事業用）	21,743kW	30,000kW

※FIT認定件数による

#### 【基本目標2】省エネルギーの推進

##### 施策① 町公共施設のLED化等の推進

施策	指標	
	現状（2022年）	目標（2030年）
町公共施設のLED照明導入率	15%	100%

#### 【基本目標3】脱炭素型まちづくりの推進

##### 施策① 低炭素型の車社会づくりの推進

施策	指標	
	現状（2022年）	目標（2030年）
公用車のハイブリッド車導入	10台	18台
公用車の電気自動車導入	0台	3台

##### 施策② 吸収源となる森林等の保全の推進

施策	指標	
	現状（2022年）	目標（2030年）
民有林面積	48.56ha	48.71ha
森林整備面積	13ha	25ha

##### 施策③ 充電インフラの普及促進

施策	指標	
	現状（2023年）	目標（2030年）
公共施設の充電インフラ設置数	1個所	3個所

## 【基本目標4】 循環型社会の推進

### 施策① ごみ減量化・資源化の推進

施策	指標	
	現状 (2022年)	目標 (2030年)
一人1日当たりの可燃ごみ排出量	890 g/人日	860g/人日
リサイクル率	10.7%	17.5%
生ごみ処理機購入数	0 件/年	10 件/年
生ごみ処理容器購入数	0 基/年	5 基/年
資源回収団体回収量	100 t/年	150 t/年

## 【基本目標5】 多様な人々が取り組む環境づくり

### 施策①省エネ省資源に関わる広報の推進

施策	指標	
	現状 (2022年)	目標 (2030年)
地球温暖化対策の広報やイベント及び講座の実施回数	0 回/年	2 回/年

### 施策②環境教育の推進

施策	指標	
	現状 (2022年)	目標 (2030年)
E S D環境教育・学習体験の推進	2 回	3 回

## 【基本目標6】 気候変動適応策の推進

### 施策① 健康対策の推進

施策	指標	
	現状 (2022年)	目標 (2030年)
暑さ指数等による熱中症予防の啓発と注意喚起回数	18 回/年	18 回/年

### 施策② 環境保全型農業の推進

施策	指標	
	現状 (2022年)	目標 (2030年)
多面的機能・支払制度の取り組み	1, 182. 87ha/年	1, 182. 87ha/年

## 2. 町民・事業者・町（行政）の行動指針

鏡石町地球温暖化対策実行計画の目標達成に向けて、各種施策や事業を町民・事業者・町（行政）がそれぞれの役割と責任のもと、相互に協力・協働しながら行動していくこととします。

主体	行動指針
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用していない電気製品のスイッチを切る、コンセントから抜く、こまめな消灯等の取り組みで不要な電力の使用を減らします。また、節電意識の向上を目指します。</li> <li>○冷蔵庫、エアコン、洗濯機などの家電製品を購入する際に、省エネルギーな製品を選び、電力消費を削減します。</li> <li>○ごみの分別、排出量削減を目指します。</li> <li>○食品ロス削減のため、食材は使い切り、残った場合でも、コンポストで堆肥化する等、ごみ削減と循環を目指します。</li> <li>○家庭用太陽光発電など再生可能エネルギーを活用します。</li> <li>○環境省の「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）に取り組みます。</li> <li>○福島県が作成した「福島環境アプリ」を活用します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クールビズ・ウォームビズを推進します。</li> <li>○事業所の設置の際に高効率な断熱材、太陽光発電等の導入など環境に配慮した設計に配慮します。</li> <li>○工場や農業で古い機器や設備を省エネルギーの新しいものに更新し、エネルギー消費の低減化を目指します。</li> <li>○GAP手法などによる農業の環境負荷軽減を目指します。</li> <li>○不要な電力使用を減らすため、節電意識の向上を目指します。</li> <li>○福島県が事業所向けに実施している「ふくしまゼロカーボン宣言事業」へ参加します。</li> <li>○エコドライブを推進します。</li> </ul>
町（行政）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネルギーや省資源に関わる取り組みについて、町民や町内企業・団体に対してわかりやすく広報します。</li> <li>○資源消費の少ない環境に優しい都市空間作りを行います。</li> <li>○ごみの排出抑制と資源の有効利用について町民へ啓発していきます。</li> <li>○事業用の太陽光発電設備の適正な設置と自然環境の調和を推進していきます。</li> <li>○クールビズ・ウォームビズ、通年ノーネクタイ等を推進します。</li> <li>○冷暖房機器の適正温度設定を促進します。</li> </ul>

町 ( 行政 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公用車に電気自動車やハイブリッド車などの低公害車の導入を促進します。</li> <li>○公共施設や事務処理における省エネルギー化や節電意識の浸透を推進します。</li> <li>○家庭・事業所における再生可能エネルギー導入の普及啓発を行います。</li> <li>○公共施設の新設や改修の際に再生可能エネルギー施設・設備の導入を推進します。</li> <li>○エコドライブを推進します。</li> </ul>
-------------------	--

## 第5章 計画の推進

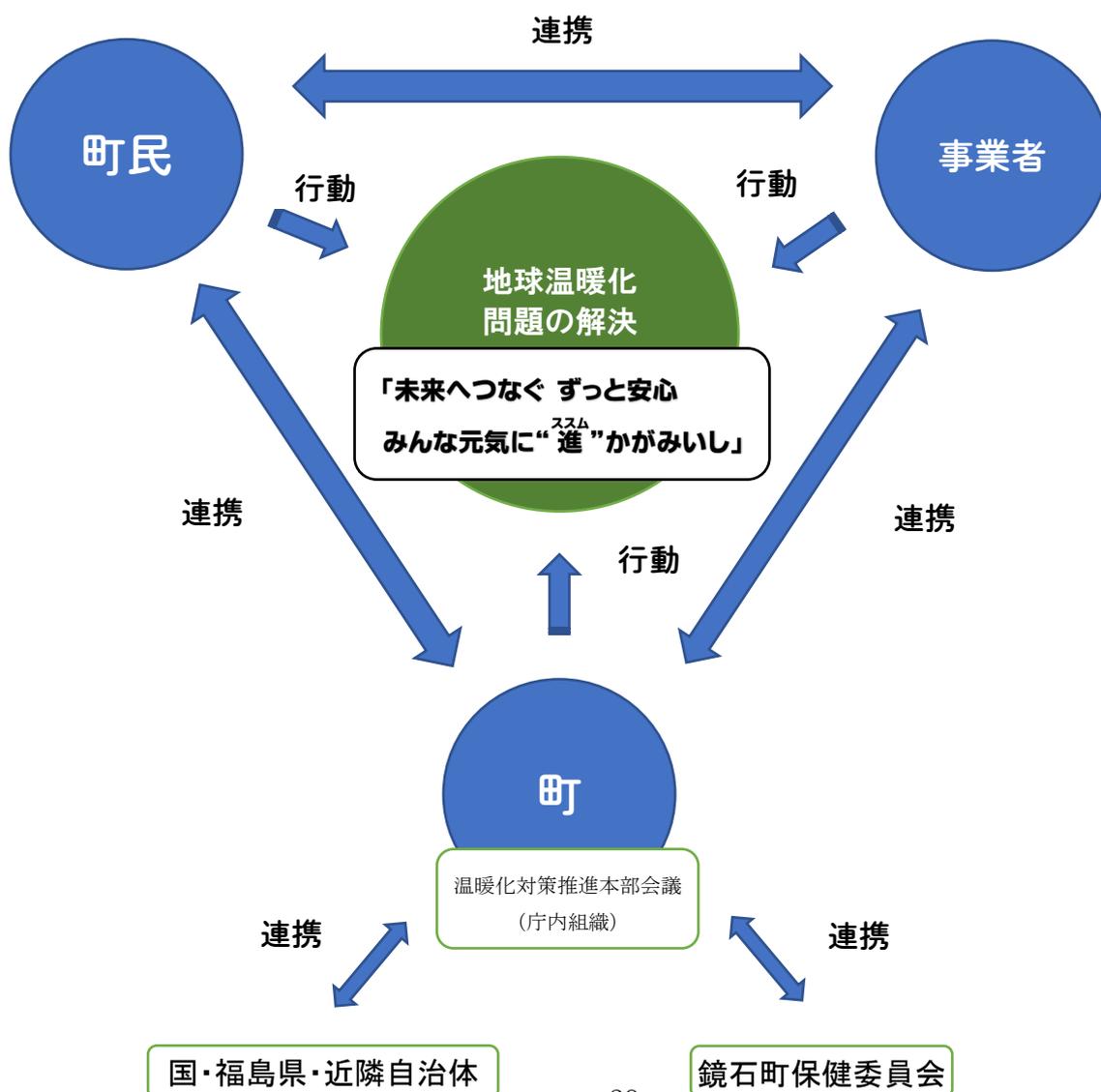
### 第1節 計画の推進体制

地球温暖化問題は、町民や事業者の日常生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、町民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、町と連携・協働して各種の取り組みを進めていくことが必要です。推進体制は、「鏡石町地球温暖化対策推進本部会議」を行い、進捗を内部管理するとともに、適宜事業の推進を図っていきます。

また、「鏡石町保健委員会」との連携を図り、町民や事業者の意見を積極的に取り入れながら、自発的、具体的な行動につながる取り組みに関する提案や協議、情報交換を行っていきます。

図 18 推進体制図

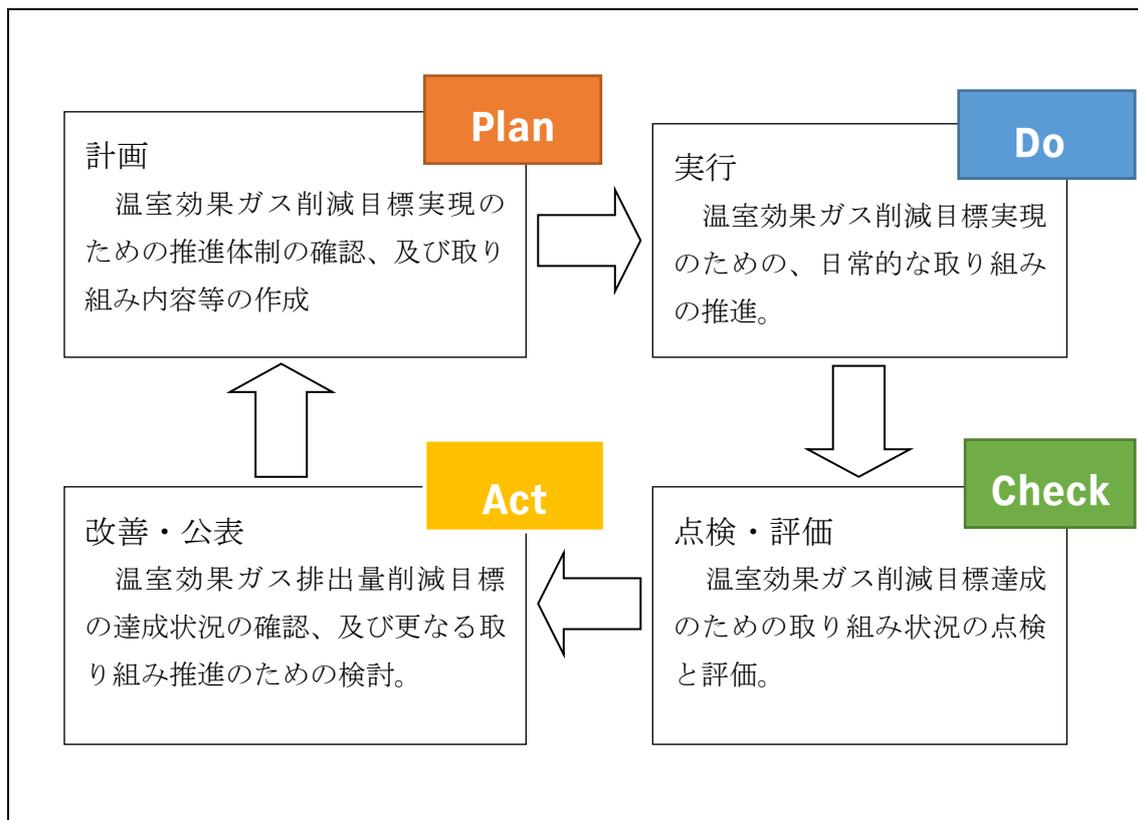


## 第2節 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、町民・事業者・町の協働による進行管理を行うため、事業計画の策定 (Plan) →実施 (Do)→点検・評価 (Check)→改善・公表 (Act) を繰り返すPDCAサイクルにより、各年度の進行管理を実施していきます。

また、必要に応じて評価・見直しを行い、本計画書と計画の取り組み状況について、公表・周知をしていきます。

図 19 PDCA サイクルによる計画の進行管理



## 用語集

### ●温室効果ガス

温室効果ガスは、地球の表面から放射される赤外線を透過させない物質です。

これにより、地球の表面温度が上昇し、気候変動を引き起こす原因となります。代表的なガスには二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）などがあります。

### ●地球温暖化

地球をはじめとする惑星は表面が太陽光の放射エネルギー（波長の短い可視光線）によって暖められ、宇宙にエネルギー（波長の長い赤外線）を放出することによって冷えます。このエネルギーの出入りがバランスするように表面の温度は決まります。温室効果ガスは赤外線を吸収するため、

### ●IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。

### ●パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際条約。2016年11月4日に発効。その内容の第1は、協定全体の目的として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して「2℃よりも十分に低く」抑え（2℃目標）、更に「1.5℃に抑えるための努力を追求すること」（1.5℃目標）としていることである。第2の長期目標として、今世紀後半に世界全体の人為的温室効果ガス排出量を、人為的な吸収量の範囲内に収めるという目標を掲げている。これは、人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にゼロにする目標である。更に継続的・段階的に国別目標を引き上げる仕組みとして、5年ごとの見直しを規定している。

### ●京都議定書

1997年12月に京都で開催された、国際気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された議定書で、2005年に発効。先進締約国に対し、2008～2012年の第1約束期間における温室効果ガスの排出を、1990年比で5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減を義務づけた。

### ●地球温暖化対策の推進に関する法律

1997年の京都議定書の採択を受けて、1998年に策定・公布された。国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。

### ●カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。「全体としてゼロ」というのは、温室効果ガスの「排出量」から、植林・森林管理などによる「吸収量」を差し引いた数値をゼロ以下にすること。カーボンニュートラルが達成された社会を「脱炭素社会」という。

### ●エネルギー起源CO<sub>2</sub>

燃料の燃焼で発生・排出される二酸化炭素のこと。これに対し、工業プロセスでの化学反応や、廃棄物の燃焼で発生・排出される二酸化炭素を「非エネルギー起源CO<sub>2</sub>」という。

●現状すう勢ケース

現状すう勢（BaU）ケースとは、地球温暖化対策を現状のまま固定し、新たな対策を行わないものと仮定し、人口の増減など社会的な要因による活動量の変化のみから、温室効果ガス排出量の将来推計を行うものです。

●バイオマス

エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源（石油や石炭などの化石資源を除く。）のこと。具体的には、農林水産物・食品廃棄物・家畜排せつ物・木くずなどを指す。バイオマスを燃焼する・ガス化するなどして得たエネルギーを使って発電することを「バイオマス発電」という。また、バイオマスを燃焼させると二酸化炭素が排出されるが、バイオマスが成長過程で吸収した二酸化炭素に由来するため、全体としてみれば、大気中の二酸化炭素を増加させていないと考えてよいとされている。

●再生可能エネルギー

有限で枯渇する可能性がある石油・石炭などの化石燃料や原子力と比較して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なもの）、風力、バイオマス、地熱などがあげられる。化石燃料や原子力エネルギーは、大気汚染物質や温室効果ガスの排出、また廃棄物の処理等の点で環境への負荷が大きいことから、再生可能エネルギーが推進されている。

●3R

「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse=再利用）」、「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字をとって呼ばれる、廃棄物処理やリサイクルに関する考え方。

●エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるため、住民・事業主等による主体的な取り組み。

●エコドライブ

燃料消費量やCO<sub>2</sub>の排出量を減らすための運転方法や心がけのこと。具体的には、急発進・急加速をしない、無駄な加減速をしない、アイドリングストップを行うなどがある。エコドライブを行うことで燃費が向上し、地球温暖化防止につながる。

●LED

Light Emitting Diodeの略。一方方向に電圧を加えたときに発光する半導体素子のこと。発光ダイオードとも呼ばれる。この発光原理を利用した照明ランプは、低い消費電力で大きな光エネルギーを得られること、また寿命が長いことから、省エネルギーや地球温暖化対策の観点から、蛍光灯からLED照明器具への切り替えが推進されている。

●ESD環境教育

「持続可能な開発のための教育」とされています。気候変動、資源の枯渇、貧困の拡大等の現代社会の課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会づくりの担い手をはぐくむ教育（Education for Sustainable Developmentの頭文字をとっている。）

●「福島議定書」事業

県内の事業者や学校の二酸化炭素排出量の削減目標を定め、福島県知事と「議定書」を締結することにより、地球温暖化対策の取り組みを推進する福島県が行う事業。「事業所版」と「学校版」に分かれ、事業所版には「従来編」と「上級編」がある。優秀な取り組みが行われた事業所や学校には表彰が行われる。

- 暑さ指数（WBGT）  
熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標。単位は気温と同じ（℃）であるが、人体と外気のやりとり（熱収支）に与える影響の大きい、①湿度、②日射・輻射など周辺の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標。暑さ指数が28を超えると熱中症患者が著しく増加する。なお、各地の暑さ指数は、環境省「熱中症予防情報サイト」にて確認することができる。
- PDCAサイクル  
事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）の4つの工程でサイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
- 「ふくしまゼロカーボン宣言」事業  
県内の事業所に、実践する地球温暖化対策の取り組みを10項目から選択し、宣言（セルフチェック）するものです。  
取り組みの「見える化」を行い、県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進と環境配慮意識の向上を図る事業です。
- 「デコ活」事業  
環境省が進める脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを作る国民運動。新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信する事業です。
- 福島環境アプリ  
福島県が、地球温暖化対策につながる、「省エネ」や「ごみ減量化」の推進を目的として作成したスマートフォン用のアプリ。